

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由
1	表紙	<p style="text-align: center;">新潟県土木工事標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">その 3</p> <p style="text-align: center;">令和7年2月</p> <p style="text-align: center;">新潟県土木部</p>	<p style="text-align: center;">新潟県土木工事標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">その 3</p> <p style="text-align: center;">令和8年1月</p> <p style="text-align: center;">新潟県土木部</p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由
3	改正経緯	<p>新潟県土木工事標準仕様書 その3 改正経緯</p> <p>平成 26 年 6 月 1 日 制定・同日施行 平成 28 年 7 月 1 日 一部改正・同日施行 平成 29 年 10 月 1 日 一部改正・同日施行 平成 30 年 1 月 4 日 一部改正・同日施行 平成 30 年 8 月 1 日 一部改正・同日施行 令和元年 9 月 1 日 一部改正・同日施行 令和 3 年 2 月 15 日 一部改正・同日施行 令和 4 年 2 月 15 日 一部改定・同日施行 令和 5 年 1 月 1 日 一部改定・同日施行 令和 6 年 1 月 1 日 一部改定・同日施行 令和 6 年 10 月 20 日 一部改定・同日施行 令和 7 年 2 月 20 日 一部改定・同日施行</p>	<p>新潟県土木工事標準仕様書 その3 改正経緯</p> <p>平成 26 年 6 月 1 日 制定・同日施行 平成 28 年 7 月 1 日 一部改正・同日施行 平成 29 年 10 月 1 日 一部改正・同日施行 平成 30 年 1 月 4 日 一部改正・同日施行 平成 30 年 8 月 1 日 一部改正・同日施行 令和元年 9 月 1 日 一部改正・同日施行 令和 3 年 2 月 15 日 一部改正・同日施行 令和 4 年 2 月 15 日 一部改定・同日施行 令和 5 年 1 月 1 日 一部改定・同日施行 令和 6 年 1 月 1 日 一部改定・同日施行 令和 7 年 2 月 20 日 一部改定・同日施行 令和 8 年 1 月 20 日 一部改定・同日施行</p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由
62		<p>監督員等及び受注者が立ち会いのうえ、圧縮強度試験を実施するものとする。</p> <p>3) 試験の報告 構造物毎に別添様式—1により調査票を作成させること。</p> <p>2—2. 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかった場合等の対応 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、技術管理課に相談すること。</p> <p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。</p> <p>(1) 適用範囲 ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり</p> <p>1) 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただしプレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしPCは除く。) 及び高さが3m以上の堰・水門・樋門。(ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。)</p> <p>2) 1)以外の鉄筋コンクリート構造物のうち、有害なひび割れ(注1)が発生したもの。 ※無筋コンクリートについては、耐久性、防水性・水密性等に問題のある有害なひび割れと推測される場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。</p> <p>(注1) 有害なひび割れとは、ひび割れ最大幅が0.2mm以上、防水性・水密性が求められる構造物で0.05mm以上のものを目安とする。詳細については「コンクリートひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」日本コンクリート工学会 4.2 評価Iの方法、5.2 判定の方法を参考とする。</p> <p>※新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を実施した場合は、ガイドライン(案)に規定した調査基準に則り作成した「ひび割れ調査票」の提出にて当該調査に替えることができる。</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>1) 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出させること。</p> <p>2) ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施させること。</p> <p>3) ひび割れ幅は、測定専用のコンクリートクラックスケールを用いて測定する。</p> <p>(3) 調査時期 調査は、足場が存置されている間に実施することが望ましい。</p> <p>(4) 調査の報告 構造物毎に別添様式—2により調査票を作成し、完成検査時に提出させること。</p> <p>※ 「土木コンクリート構造物の品質確保について(平成13年3月29日付け 国官技第61号大臣官房技術調査課長)」を踏まえて作成。(別資料参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ひび割れ調査結果の評価については、「ひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」(日本コンクリート工学会)を参考とする。 また『コンクリート診断士』に相談することも考慮する。 </div>	<p>監督員等及び受注者が立ち会いのうえ、圧縮強度試験を実施するものとする。</p> <p>3) 試験の報告 構造物毎に別添様式—1により調査票を作成させること。</p> <p>2—2. 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかった場合等の対応 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、技術管理課に相談すること。</p> <p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。</p> <p>(1) 適用範囲 ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり</p> <p>1) 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただしプレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしPCは除く。) 及び高さが3m以上の堰・水門・樋門。(ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。)</p> <p>2) 1)以外の鉄筋コンクリート構造物のうち、有害なひび割れ(注1)が発生したもの。 ※無筋コンクリートについては、耐久性、防水性・水密性等に問題のある有害なひび割れと推測される場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。</p> <p>(注1) 有害なひび割れとは、ひび割れ最大幅が0.2mm以上、防水性・水密性が求められる構造物で0.05mm以上のものを目安とする。詳細については「コンクリートひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」日本コンクリート工学会 4.2 評価Iの方法、5.2 判定の方法を参考とする。</p> <p>※橋梁(上部工、下部工)及び内空断面25㎡以上のボックスカルバートについては、「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)」に基づく試行により、初期観察(ひび割れ調査)を実施することとしている。 また、「新潟県コンクリート施工記録入力フォーム」から、ひび割れ調査表を含む施工記録を作成することとしている。</p> <p>※新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を実施した場合は、ガイドライン(案)に規定した調査基準に則り作成した「ひび割れ調査票」の提出にて当該調査に替えることができる。</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>1) 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出させること。</p> <p>2) ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施させること。</p> <p>3) ひび割れ幅は、測定専用のコンクリートクラックスケールを用いて測定する。</p> <p>(3) 調査時期 調査は、足場が存置されている間に実施することが望ましい。</p> <p>(4) 調査の報告 構造物毎に別添様式—2により調査票を作成し、完成検査時に提出させること。</p> <p>※ 「土木コンクリート構造物の品質確保について(平成13年3月29日付け 国官技第61号大臣官房技術調査課長)」を踏まえて作成。(別資料参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ひび割れ調査結果の評価については、「ひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」(日本コンクリート工学会)を参考とする。 また『コンクリート診断士』に相談することも考慮する。 </div>	<p>表記の見直し</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由												
83	通知	<p style="text-align: right;">技 第 1 0 3 7 号 平成 31 年 2 月 18 日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部（所）長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係事務所（副部）長 様</p> <p style="text-align: right;">新 潟 県 土 木 部 長</p> <p style="text-align: center;">土木建築材料試験事務取扱要領の改正について（通知）</p> <p>このことについて、別添のとおり「土木建築材料試験事務取扱要領」の一部を改正したので通知します。また、各市町村長に対しては、別途通知を行っています。</p> <p>なお、この通知は平成31年4月1日から適用します。</p> <p style="text-align: center;">担当：工事検査室峰村土木工事検査監 TEL：025-280-5432</p> <p style="text-align: center;">83</p>	<p style="text-align: right;">技 第 1 0 2 9 号 令和 7 年 1 2 月 2 5 日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部（所）長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係事務所（副部）長 様</p> <p style="text-align: right;">新 潟 県 土 木 部 長</p> <p style="text-align: center;">土木建築材料試験事務取扱要領の改正について（通知）</p> <p>このことについて、別添のとおり「土木建築材料試験事務取扱要領」の一部を改正したので通知します。また、各市町村長に対しては、別途通知を行っています。</p> <p>なお、この通知は令和8年1月20日から適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1703 1472 2496 1570"> <tr> <td>受信担当</td> <td>文書主任</td> <td>発信担当</td> <td>技術管理課工事検査室 石橋（内線 3418）</td> </tr> <tr> <td>文書公開</td> <td>公開</td> <td>保存期間</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>文書の取扱い</td> <td colspan="3">・全技術職員に周知して下さい。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">83</p>	受信担当	文書主任	発信担当	技術管理課工事検査室 石橋（内線 3418）	文書公開	公開	保存期間	随時	文書の取扱い	・全技術職員に周知して下さい。			<p style="color: red;">要領の改正</p>
受信担当	文書主任	発信担当	技術管理課工事検査室 石橋（内線 3418）													
文書公開	公開	保存期間	随時													
文書の取扱い	・全技術職員に周知して下さい。															

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由
84	要領	<p style="text-align: center;">土木建築材料試験事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">昭和45年 7月23日制定 昭和47年12月23日一部改正 昭和48年 4月24日一部改正 平成 3年 5月 1日一部改正 平成 3年11月 1日一部改正 平成 4年 1月 6日一部改正 平成12年 1月25日一部改正 平成24年10月10日一部改正 平成31年 2月18日一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県土木部及び交通政策局が所管する工事の工事用材料及び工事の成果品（以下「工事用材料等」という。）は、公的实施機関において、別表に定める試験検査（以下「試験」という。）を行うものとする。 2 工事用材料等の試験は日本産業規格（以下「規格」という。）により行うものとする。ただし、規格に定めのない試験事項については、本県が適当と認める方法による。 3 試験の試料は、規格に定めるところにより採取し、又は製作するものとする。ただし、規格に定めのない場合は監督員が適当と認める方法による。 4 監督員は試料の採取、又は製作に立会い当該試料に封印又は検印するものとする。ただし、立会いに代えて記録（写真等）の整備を指示することができる。 5 試料の数量及び試験の項目は、仕様書に定めのあるもののうち、別表のとおりとする。 <p style="text-align: center;">84</p>	<p style="text-align: center;">土木建築材料試験事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">昭和45年 7月23日制定 昭和47年12月23日一部改正 昭和48年 4月24日一部改正 平成 3年 5月 1日一部改正 平成 3年11月 1日一部改正 平成 4年 1月 6日一部改正 平成12年 1月25日一部改正 平成24年10月10日一部改正 平成31年 2月18日一部改正 令和 7年12月25日一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県土木部及び交通政策局が所管する工事の工事用材料及び工事の成果品（以下「工事用材料等」という。）は、公的实施機関において、別表1「試験検査項目一覧表」に定める試験検査（以下「試験」という。）を行うものとする。 2 工事用材料等の試験は日本産業規格（以下「規格」という。）により行うものとする。ただし、規格に定めのない試験事項については、本県が適当と認める方法による。 3 試験の試料は、規格に定めるところにより採取し、又は製作するものとする。ただし、規格に定めのない場合は監督員が適当と認める方法による。 4 監督員は試料の採取、又は製作に立会い当該試料に封印又は検印するものとする。ただし、立会いに代えて記録（写真等）の整備を指示することができる。 5 試料の数量及び試験の項目は、仕様書に定めのあるもののうち、別表のとおりとする。 5 試験結果等の取扱いについては、別表2「試験結果報告書の取扱い」による。 <p style="text-align: center;">84</p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和7年2月以降適用版)	改定案(令和8年1月以降適用版)	改定理由																																				
85	要領 別表	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 510 1365 732"> <thead> <tr> <th>工事用材料</th> <th>工 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験 個 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト 合材</td> <td>アスファルト 舗装</td> <td>密 度 測 定 (舗装現場)</td> <td>仕様書の定めによる。</td> </tr> <tr> <td>セメントコン クリート</td> <td>コンクリート 構造物</td> <td>圧 縮 強 度 曲 げ 強 度</td> <td>仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>イ) 試料の取扱いについては、土木工事標準仕様書「品質管理基準及び規格値」、港湾工事標準仕様書「港湾工事品質管理基準」及び平成31年2月18日付け技第1036号「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知)」による。</p> <p>ロ) 公的实施機関等への試験検査申請は当該施工業者が行う。又、申請書の様式は各公的实施機関等の様式による。</p> <p>ハ) 各公的实施機関は、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度など)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者(当該地域機関の長)に送付するものとする。</p>	工事用材料	工 種	試験項目	試験 個 数 等	アスファルト 合材	アスファルト 舗装	密 度 測 定 (舗装現場)	仕様書の定めによる。	セメントコン クリート	コンクリート 構造物	圧 縮 強 度 曲 げ 強 度	仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。	<p>別表 1 試験検査項目一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1694 468 2537 714"> <thead> <tr> <th>工事用材料</th> <th>工 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験 個 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト 合材</td> <td>アスファルト 舗装</td> <td>密 度 測 定 (舗装現場)</td> <td>仕様書の定めによる。 (注)イ)参照</td> </tr> <tr> <td>セメントコン クリート</td> <td>コンクリート 構造物</td> <td>圧 縮 強 度 曲 げ 強 度</td> <td>仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。 同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>イ) 試料の取扱いについては、土木工事標準仕様書その2「品質管理基準及び規格値」、港湾工事標準仕様書「港湾工事品質管理基準」及び平成31年2月18日付け技第1036号「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知)」(土木工事標準仕様書その3「監督技術基準・施工管理関係資料」に掲載)による。</p> <p>ロ) 公的实施機関等(一財)新潟県建設技術センター及び工業標準化法第57条にもとづく新潟県内のJNLA登録試験事業者)への試験検査申込は当該施工業者が行う。又、申込書の様式は各公的实施機関等の様式による。</p> <p>ハ) 各公的实施機関は、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度など)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者(当該地域機関の長)に送付するものとする。</p> <p>別表 2 試験結果報告書の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="1694 1188 2537 1503"> <thead> <tr> <th>工事用材料</th> <th>アスファルト現場密度のX3が規格値をはずれた場合</th> <th>試験結果(規格値を満足しない場合)</th> <th>試験結果(規格値を満足した場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト 合材</td> <td>報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する</td> <td>報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する</td> <td>報告書を受注者に送付する</td> </tr> <tr> <td>セメントコン クリート</td> <td>—</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>イ) 発注者とは、当該地域機関の長とする。</p> <p>ロ) アスファルトの X3 が規格値をはずれた場合の対応は、土木工事標準仕様書その2「品質管理基準及び規格値」の「試験時期・頻度」による。</p> <p>ハ) 試験終了後のアスファルトコア及びセメントコンクリート供試体を返却する場合は、試験実施済であることが確認できるようにしてから受注者に返却する。</p>	工事用材料	工 種	試験項目	試験 個 数 等	アスファルト 合材	アスファルト 舗装	密 度 測 定 (舗装現場)	仕様書の定めによる。 (注)イ)参照	セメントコン クリート	コンクリート 構造物	圧 縮 強 度 曲 げ 強 度	仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。 同上	工事用材料	アスファルト現場密度のX3が規格値をはずれた場合	試験結果(規格値を満足しない場合)	試験結果(規格値を満足した場合)	アスファルト 合材	報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する	報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する	報告書を受注者に送付する	セメントコン クリート	—	同上	同上	
工事用材料	工 種	試験項目	試験 個 数 等																																					
アスファルト 合材	アスファルト 舗装	密 度 測 定 (舗装現場)	仕様書の定めによる。																																					
セメントコン クリート	コンクリート 構造物	圧 縮 強 度 曲 げ 強 度	仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。																																					
工事用材料	工 種	試験項目	試験 個 数 等																																					
アスファルト 合材	アスファルト 舗装	密 度 測 定 (舗装現場)	仕様書の定めによる。 (注)イ)参照																																					
セメントコン クリート	コンクリート 構造物	圧 縮 強 度 曲 げ 強 度	仕様書の定めによる。 仕様書の定めによる。 同上																																					
工事用材料	アスファルト現場密度のX3が規格値をはずれた場合	試験結果(規格値を満足しない場合)	試験結果(規格値を満足した場合)																																					
アスファルト 合材	報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する	報告書を受注者に、その写しを発注者に送付する	報告書を受注者に送付する																																					
セメントコン クリート	—	同上	同上																																					